

令和2年度

第1回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月20日(月)午後1時55分～午後2時50分

2. 開催場所 豊頃町役場4階 議員控室

3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤 秀徳	出	8	相澤 和幸	出
2	山崎 仁志	出	9	門 茂子	出
3	河崎 正己	出	10	山田 雅江	出
4	根本 篤和	出	11	加島 富浩	出
5	松崎 文一	出	12	熊野 信夫	出
6	川口 亜矢子	出	13	村上 浩保	出
7	泉 信之	出	14	井下 睦男	出

4. 議事日程 選挙第1号 会長の互選について
選挙第2号 会長職務代理者の互選について
決定第1号 議席の決定について
報告第1号 一般社団法人北海道農業会議の普通会員について
議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

5. 隣席者 豊頃町長 宮口 孝

6. 事務局 神 義宏事務局長 寺本恭啓農地振興係長 佐藤ひとみ事務員

7. 署名委員 仮議席1番 熊野 信夫 仮議席3番 山崎 仁志

事務局長	<p>皆様お疲れ様です。定刻より少し早いようですけれども、皆さんお揃いですので、早速初めていきたいと思います。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。総会に先立ちまして、農業委員の皆様、宮口町長より辞令交付を行いますのでお願いいたします。 (お名前をお呼びしますので、その場所で辞令を頂いて下さい。仮議席1番より順番にお願いします。)</p>
町 長	<p>(辞令交付)</p>
事務局長	<p>以上をもちまして、辞令交付を終了いたします。 それでは、第1回農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>始めに豊頃町農業委員会憲章の朗唱を行いますのでご起立願います。 議案表紙の裏に農業委員会憲章を掲載しておりますので、よろしく願います。私が「豊頃町農業委員会憲章」と申し上げますので、続いて「ひとつ、農業委員会は・・・」と御唱和願います。 (農業委員会憲章の朗唱)</p>
事務局長	<p>ご着席願います。 本日の総会は、農業委員の任期満了による改選後、最初の総会でありま す。農業委員会等に関する法律の規定により、町長が招集したものでござ います。 なお、本日の席順は、4月に実施した農業委員の推薦及び募集時の受付 順となっております。 それでは、宮口町長からご挨拶を申し上げます。</p>
町 長	<p>皆さんこんにちは、いよいよ小麦の収穫を間地かに迎え皆さん方には何 かご多用の中、第1回目に当たります。豊頃町農業委員会総会にご出席 を頂き誠にありがとうございます。総会の開会にあたりまして、一言ご挨拶 を申し上げます。只今、皆様方には、それぞれ辞令を交付させて頂きま したが、本日から3年間本町の農地行政の円滑な推進と農業振興にお力添 えを頂くこととなります。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>農業委員の活動内容につきましては、今、農業委員会憲章のとおりでござ いますので省略をさせていただきます。また、農業者の法的な代表機関とし て「意見の公表や建議・答申の業務」など、様々な分野で農業を守る重要 な役割を担っているところでございます。</p> <p>さて、今新型コロナウイルスの拡大が農業関係にも影響を及ぼしてお り、学校休校などの影響から牛乳の消費が低迷し、さらには、インバウン ド需要の減少から和牛枝肉価格が下落するなど厳しい状況下にあります。 一日も早い新型コロナウイルスの終息と一日も早く回復された天候が続き、そ して、でき秋を期待しているところでございます。これからも、農業委員 会、農業協同組合など関係機関との連携のもと、本町の基幹産業でありま</p>

<p>事務局長</p>	<p>す農業の更なる振興を進めていく考えでございます。 結びになります、各委員さんの益々のご活躍とご健勝を心から念じ申し上げ、簡単ではありますがご挨拶と代えさせていただきます。 今後ともよろしく願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。 次に、総会次第3、ここに出席しております、職員を紹介させていただきます。 農地振興係 寺本係長です。佐藤事務員です。そして私、事務局長の神です。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、総会次第4、農業委員皆さまの自己紹介、簡単に住所氏名等をお願いしたいと思います。仮議席1番の熊野信夫委員から順にお願い致します。</p>
<p>各委員</p>	<p>(仮議席1番より自己紹介)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。皆さんどうぞよろしく願いいたします。 次に総会次第5、臨時議長指名ですが、町長が議事を進行いたします。</p>
<p>町長</p>	<p>それでは、総会次第5、臨時議長の指名をさせていただきます。慣例に従い地方自治法第107条の規定を準用し農業委員の中で最も年配の方を臨時議長に指名したいと思います、異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>町長</p>	<p>異議なしということでございますので、臨時議長を指名させていただきます。臨時議長に 松崎 文一 委員をお願い致します。 ここで、暫時休憩といたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。 町長は、この後公務のため、退席させていただきます。 松崎委員には席を移動して頂いて、臨時議長をお願いいたします。 (松崎文一委員、臨時議長席へ移動)</p>
<p>臨時議長</p>	<p>それでは、会議を再開いたします。 町長よりご指名を頂きましたので、会長が決定するまでの間、臨時議長の職務を努めさせていただきますので、審議がスムーズに行われますよう皆様のご協力よろしく願いいたします。</p>
<p>臨時議長</p>	<p>只今の出席委員は、14名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過</p>

	<p>半数に達しておりますので、第1回農業委員会総会は成立いたしております。</p> <p>この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。 仮議席は、只今ご着席の議席を指定いたします。</p> <p>続きまして総会次第6議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、 仮議席1番 熊野信夫 委員 仮議席3番 山崎仁志 委員 を指名いたします。 これより、お手元に配布しております議案により、本日の総会を取り進めてまいります。</p>
臨時議長	<p>選挙第1号「会長の互選について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい。議案書1ページになります。 選挙第1号 会長の互選についてを説明いたします。 会長の互選については、農業委員会に関する法律第5条第2項に「会長は委員が互選した者をもって充てる」という規定がございます。 互選とは、相互に選挙することでありますから投票により行うのが原則であります。地方自治法第118条第2項の規定で出席委員にご異議ない場合には、指名推薦の方法によることができるとされております。従いまして投票と指名推薦の2つの方法があります。 以上です。</p>
臨時議長	<p>只今、事務局から説明がありました。それでは、会長の互選をどのような方法で実施したらよろしいか、お諮りをいたします。</p>
委 員	<p>14番です。指名推薦で、よいと思います。</p>
臨時議長	<p>はい。加島委員から指名推薦との意見がありました、これにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
臨時議長	<p>異議なしと認めます。 よって、会長の互選は指名推薦により行うこととします。 それでは、どのような方法で会長を指名したらよろしいか、お伺いいたします。</p>
委 員	<p>1番です。臨時議長の指名ということでよろしく申し上げます。</p>

臨時議長	只今、熊野委員から、臨時議長の指名と意見がありました。これにご異議はございませんか。
委員	(異議なし)
臨時議長	異議なしと認めます。 それでは、会長に、井下 睦男委員を選任することに決定してよろしいか、お諮りします。これにご異議ございませんか。
委員	(異議なし)
臨時議長	異議なしと認めます。 井下 睦男委員が会長に当選されました。 当選されました、井下 睦男委員は会長席へお移りの上、ご挨拶をお願い致します。暫時休憩いたします。
臨時議長	新しい会長が決定しましたので、ご挨拶を頂きます。
会長	はい。只今皆様からご推薦を頂きまして、再度これから3年間会長職を務めさせて頂くこととなりました。色々とみなさんも本業もございませ、農業委員会の活動につきましても、本業が第一ですので皆さんにあまりご迷惑を掛けないようなかたちで、これから皆さんとご相談をしながら、調整会議、並びに現地調査等々の内容等も省略できる所は省略して、皆さんと相談しながら進めていきたいと思っております。これから、3年間皆さんのご協力とご支援を頂きながら農業委員会活動を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
臨時議長	選任されました会長からご挨拶がありました。これをもちまして臨時議長の職務は全て終了いたしました。 ここで、豊頃町農業委員会会議規則第3条の規定に基づき、会長に議長 の役を引き継ぎさせて頂きます。 皆さん、ご協力ありがとうございました。 暫時休憩いたします。 (暫時休憩する。)(臨時議長は仮議席に戻る。)
議長	それでは、会議を再開いたします。 選挙第2号「会長職務代理者の互選について」を議題といたします。 事務局長、説明をお願いします。
事務局長	はい。議案書2ページになります。 選挙第2号 会長職務代理者の互選について。 農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長職務代理者

		の互選を行うものです。よろしく申し上げます。
議	長	只今、事務局長からご説明がございました。会長職務代理者をどのような方法で決定するか、お諮りしたいと思います。
委	員	はい14番です。指名推薦でお願いしたいと思います。
議	長	はい。加島委員から、指名推薦でとのご意見がございましたが、これにご異議ございませんか。
委	員	(異議なし)
議	長	はい、異議なしと認めます。 それでは、どのような方法で指名推薦を行うのがよろしいか、お諮りしたいと思います。
委	員	はい、1番です。会長指名でいいと思います。
議	長	はい、只今熊野委員から、会長指名でというご意見がございました。これにご異議はございませんか。
委	員	(異議なし)
議	長	異議なしということですので、遠藤委員に会長職務代理者をお願いしたいと思います。 遠藤委員に会長職務代理者をお願いすることに、皆さんご異議はございませんか。
委	員	(異議なし)
議	長	はい。異議なしということですので、遠藤委員に会長職務代理者をお願いしたいと思います。 それでは只今、会長職務代理者に決定しました遠藤代理から、その場でご挨拶をお願いしたいと思います。
職務代理		はい。それでは、会長指名ということで、前期に続きましての代理者ということになります。会長をはじめ委員の皆様、事務局の皆様のご協力を得ながら、町の農業者・農業の発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。
議	長	ありがとうございました。

議 長	<p>それでは、次に本日の総会資料の3ページになります。 決定第1号「議席の決定について」を議題といたします。 事務局説明をお願いします。</p>
局 長	<p>はい。決定第1号 「議席の決定について」になります。 豊頃町農業委員会会議規則第4条の規定により、議席を抽選によって定めるものです。</p>
議 長	<p>豊頃町農業委員会会議規則第4条の規定により、議席は抽選により決定する事となっております。慣例により、1番は会長職務代理、14番は会長の議席とし、2番から13番までを抽選により決定することとしてよろしいかお諮りします。これに、ご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、1番と14番を除く、12議席について仮議席1番から順に抽選願いたいと思います。事務局長から抽選方法を説明させます。</p>
局 長	<p>抽選方法をご説明いたします。抽選箱には、1番と14番の番号は抜いてあり2番から13番までの番号が入っています。私が皆さまのところに抽選箱をお持ちしますので、仮議席番号順にクジを引いて頂き、その番号を新しい議席番号とする方法により実施しますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは仮議席1番から順に抽選願います。</p> <p>(抽選を行う)</p>
議 長	<p>それでは、抽選の結果がでましたので、局長より発表願います。</p>
局 長	<p>それでは、新しい議席番号を発表させていただきます。 1番は、遠藤代理、14番は、井下会長でございますので、2番から12番までを発表させていただきます。</p> <p>2番 山 崎 仁 志 委員 8番 相 澤 和 幸 委員 3番 河 崎 正 己 委員 9番 門 茂 子 委員 4番 根 本 篤 和 委員 10番 山 田 雅 江 委員 5番 松 崎 文 一 委員 11番 加 島 富 浩 委員 6番 川 口 亜 矢 子 委員 12番 熊 野 信 夫 委員 7番 泉 信 之 委員 13番 村 上 浩 保 委員</p> <p>となっております。</p>
議 長	<p>ここで、新しい議席が決定しましたので、新しい議席への移動をお願い</p>

委員	<p>いしたいと思います。 暫時休憩いたします。</p> <p>(新議席に移動する。)</p>
議長	<p>それでは再開します。続きまして、総会資料4ページになります。報告第1号「一般社団法人北海道農業会議の普通会員について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>はい。4ページ 報告第1号「一般社団法人北海道農業会議の普通会員について」、豊頃町農業委員会会長は、一般社団法人北海道農業会議定款第6条第4項第1号の規定により、一般社団法人北海道農業会議の普通会員になることを報告します。</p> <p>農業委員会の支援業務を行う一般社団法人北海道農業会議の普通会員につきましては、議案書下段に参考として掲載のとおり、定款において、市町村の農業委員会の会長又は農業委員会が1名に限って指名した委員と規定されております。</p> <p>本町の農業委員会においては、会長が一般社団法人北海道農業会議の普通会員に就任することを報告しようとするもので、その旨ご確認を願うものであります。以上です。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明のとおり、会長が道農業会議の普通会員になることについての報告がございました。ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>はい。ないということですので、この様に報告済みとさせていただきます。</p>
議長	<p>続きまして総会資料5ページになります。議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題と致します。事務局説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号農業委員会の「法令遵守の申し合わせ決議」についてご説明いたします。</p> <p>昨年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。</p> <p>このことから、本農業委員会においても、農地制度の適正な執行を徹底し、綱紀粛正の保持に一層努めるため、法令遵守の申し合わせ決議を行うものです。</p> <p>なお、具体的には、各町村で農地の転用案件に係る贈収賄事件が多発したため、この様な体制を取っています。なお今回、お手元に資料を配布させて頂きましたが、その中の「信頼される農業委員会であるために」</p>

<p>議 長</p>	<p>コンプライアンスを徹底しようというパンフレットを入れてありますので、こちらの方もご参照下さい。</p> <p>それでは、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、読み上げて、提起にさせていただきます。</p> <p>(読み上げ) 以上です。</p>
<p>委 員</p>	<p>(ありません。)</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ないということですので、この様に決定させていただきます。</p> <p>以上で正式な議事の審議は終了しました。引続き局長から農業委員会の協議資料についてのご説明を頂きたいと思います。</p>
<p>局 長</p>	<p>はい。お手元の「農業委員会協議資料」をご覧いただきたいと思います。</p> <p>この資料につきましては、3年前の総会でお話した資料を参考に今回も作成しており、再任の委員のみなさまには以前の説明と重複いたしますが、必要と思われる部分について説明させていただきます。</p> <p>また、5名の新任委員のみなさまには、色々と資料をセットに入れてありますので、総会終了後案内しますので、役場3階会議室で少し詳しくお話をさせていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは資料1ページをご覧いただきたいと思います。「1の農業委員会の設置」及び「2の農業委員会の組織及び構成」について根拠となる法の規定を記載しております。これらについては、後程ご一読いただければと思ひます。</p> <p>次に資料の2ページをご覧いただきたいと思ひます。下段に「3. 農業委員会の業務について」記載しております。委員会の業務は農業委員会等に関する法律第6条及び第38条に明記されており、法令に基づく「必須の業務」、「農業振興業務」、「意見の公表建議及び諮問に対する答申の業務」の、大きくは3区分になります。中でも法令業務は法律上、農業委員会が実施する業務の重要な部分で、特に3ページ①農地法に基づく業務、アの農地の権利移動の審査許可業務、イの農地転用業務があります。権利移動業務につきましては8ページの別記1をご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>農地法第3条の規定による許可の概要ということで、農地として利用するために所有権を移転する場合や、使用貸借権、賃貸借権を設定する場合は、農業委員会の許可が必要となっております。ただし例外として①に3条の許可が不要な場合も法律に規定されております。農地の権利取得する者が国又は都道府県である場合、土地改良法等による交換分合の場合、農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画で権利が設定・移転する場合など、その他土地収用や相続についても許可は不要となっております。</p> <p>次に②の3条の許可ができない場合ですが、アに記載の、取得後の農地</p>

等のすべてについて耕作すると認められない場合、全部効率利用要件というのがございます。例えば、自作地の一部を他人に貸し付け、耕作していない土地がある場合などは、この要件を欠くために許可することができません。農用地利用集積計画による権利設定の場合も同じ判断基準であります。取得後の農地と取得前の農地を含め、全農地について自ら効率良く利用しなければ許可することはできず、最も重要な要件でございます。それから、イの農地所有適格法人以外の法人は、賃貸借権の設定はできますが、所有権を取得することができません。ウの権利を取得しようとする方又はその世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合ですが、この場合も許可することができません。次のエですが、取得後の経営面積については2haに達しない場合、下限面積条件がクリアされず、許可することができません。次はオの所有権以外の権利に基づいて、借りて耕作している農地を貸付けする場合の許可ですが、これはできないことになっておりますが、その例外として許可することができるケースが次のとおり3件ございます。最後のカですが、面的に集約された団地を分断するような内容など、地域農業の調和を乱すような場合について、許可についての判断要件があります。

④ですが、農作業常時従事要件が満たせない個人、及び農地所有適格法人以外の法人の場合でも、毎年農業委員会に農地の利用状況を報告する義務を条件として、アからウの要件をすべて満たすと判断できる場合に、許可をすることができるようになっております。

次は9ページの別記2ですが、農地法第4条と第5条の農地転用許可の概要をご説明いたします。農地所有者が自ら農地の転用を行う場合については第4条です。また、転用を目的として売買など所有権移転、又は貸借する権利設定を行う場合は第5条です。次に10ページ、②許可の際の立地基準と許可方針では、農地の区分が次のとおりアからエまで、4区分に分かれます。アの農振農用地区域内農地、これは原則不許可でございます。例外許可事由としては、農振農用地区域内の指定用途への転用、これは農業者が農業用施設用地に転用する場合等です。次はイの第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、これも原則不許可です。この土地の例外許可事由では、農業用施設のほか、農畜産物加工販売施設、農業振興に資する施設、農家住宅などは許可となります。次のウ第2種農地、将来市街化が見込まれる10ha未満の農地、こども原則不許可です。この土地の例外許可事由は非農地又は第3種農地での転用が困難な場合許可をすることになります。最後のエ第3種農地、宅地化が進行して公共施設が整備された農地ですが、この土地は原則許可される土地です。③の一般基準と許可方針ですが、転用の確実性や周辺農地等への被害防除措置の妥当性を審査し、許可の判断をします。

農地の売買や貸借など、権利を移転や設定しようとする場合、あるいは転用しようとする場合の許認可について申し上げましたが、農業委員のみならず、日頃から地域の方々に対して、適正に農地を活用されるようご指導していただいているところですので、よろしくお願ひします。

	<p>次に6ページをご覧ください。総会などの会議についてお話をさせていただきますが、下段に「5. 総会・現地調査・調整会議」についてとありますが、総会は、月末に開催しています。総会で審議される案件の申請書は毎月10日まで受け付けて、申請から許可までの期間は、農地法第3条、第18条は30日、農地法第4条、第5条は北海道農業会議での諮問に要する日数を含め60日と定めております。総会開催の2週間ほど前には、現地調査及び調整会議を開催しており、現地調査は、農地法に基づく権利移動、農地の転用、農業経営基盤強化促進法の利用調整、更には、農業振興地域整備法による農用地の利用目的の変更などについて、地区委員、会長、会長代理、事務局で行っております。また、調整会議については、現地調査終了後に申請案件の当事者に出席を求め、地区委員、会長、会長代理、町産業課及びJA担当者同席により、農業経営基盤強化促進法による農用地の利用関係の調整を図るための会議として開催しております。</p> <p>現地調査及び調整会議を実施する際の関係委員につきまして、項目ごとを一覧にして11ページに別記3として掲載をしております。</p> <p>この一覧の現地調査で該当委員とあるのは地区担当委員になり、地区委員としているものは事務局と委員だけで部分的に現地調査を行う案件について表示したものであります。</p> <p>8番、9番、10番は従来から農業公社が実施しております保有合理化事業であり、11番、12番は平成26年度から中間管理機構である農業公社が実施する中間管理事業であります。</p> <p>次に7ページの上段にあります部会につきましては、法令上の部会ではありませんが、必要な場合に備え任意に3部会設置しております。</p> <p>今回の総会までに会長及び会長代理に原案を作ってもらい、委員にお諮りをして決定をさせていただきたいと考えております。</p> <p>最後に「7. その他」ですが、(1)の農業委員互助会は委員の親睦を図るため全委員で組織され、忘年会、新年交礼会、研修会等を実施しています。(3)の農業者年金協議会は町内の農業者年金の加入者及び受給者で組織され年金制度の拡充強化のため、制度の啓蒙普及、研修等を実施しています。なお、協議会の代議員は、平成26年農業委員改選期から、農業委員にお願いしております。これらについては、この総会が終了後、それぞれ総会及び代議員会を開催しますのでよろしく申し上げます。</p> <p>以上で簡単ではありますが、協議資料についての説明を終わります。 ありがとうございます。</p>
議 長	はい。只今、事務局長から説明がありましたけれども、何かご質問等がございますか。
委 員	ありません。
議 長	無いということで、次に進みます。 協議事項がすべて終了しました。事務局より連絡事項を申し上げます。

局 長	<p>(要旨)</p> <p>1 このたびの改選期にあたり、農業会議から「農業委員活動記録セット」「テキスト農業委員会制度」「テキスト農地法」「農地関連法制度等の図書類を購入し、配布させていただきましたのでご活用願います。</p> <p>2 7月の今後の予定ですが、明日21日、午前9時から現地調査及び、午後調整会議を実施します。30日(木)には第2回総会を開催します。総会時間は、決まりしだい連絡します。また委員の歓送迎会を「お座敷いしだ」で午後5時40分から行いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>3 この後「農業委員会委員互助会総会」「農業者年金協議会代議員会」を行います。その後、町広報用の写真撮影がございますので、よろしくお願い致します。また、先程、お知らせしましたが、5名の新任委員の皆さんは3階会議室で研修を行いますのでよろしくお願い致します。以上です。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から連絡事項等ございましたが、ご質問等はありませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
局 長	<p>それでは、閉会にあたり会長よりごあいさつをいただきます。</p>
会 長	<p>(閉会挨拶)</p> <p>はい。本日の第1回目の総会ですけれども、色々議席の決定等々ございましたが、予定していた内容等全て終了することができました。</p> <p>この後、代議員の総会、互助会の総会がございますが、これから3年間皆さん方と一緒に色々やっていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。また、間もなく小麦等の収穫が始まりますが、天気にも恵まれてまして仕事が順調に進む事をご祈念いたしまして、閉会にあたり一言ご挨拶にさせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>